

2025年4月～12月

県営住宅のお申し込み資格

1 入居者資格について

次の要件すべてに該当する方は、お申し込みできます。
詳しくは、「兵庫県営住宅入居申込案内書」をご覧ください。

(1) 申込名義人が、兵庫県内に居住地あるいは勤務場所を有している方

ただし、次の要件を満たす場合は、この要件を満たしていなくてもお申し込みできます。

※ 県外に住んでいる合計年齢が80歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）（LGBT等のパートナー同士も要件を満たせば申込可能）。ただし、申込みできる住宅は、別冊子の募集住宅一覧表の備考欄に「県外可」と記載している住宅です。

※ 県外からの移住・定住希望者を対象とした「お試し居住」は要件が異なります。
詳しくは、兵庫県ホームページの「兵庫県営住宅の募集・管理」でご確認ください。

※ 三世代の優先入居
親世帯が県内に住んでいる場合、県外の子孫世帯がお申し込みできます。

※ 震災時（平成7年1月17日）に該当市町に住んでおられた方で、阪神・淡路大震災によりそれまで自己の居住していた住宅に居住できなくなり、兵庫県の区域外に転出された方。
ただし、市町長が発行する全壊（焼）または、半壊（焼）の罹災証明書（写）の提出が必要です。
上記の詳細は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」17ページをご覧ください。

※ ハンセン病療養所入所等世帯（「兵庫県営住宅入居申込案内書」6ページ参照）に該当する方。

(2) 同居する親族のある方で、その家族構成が夫婦または親子を主とする方

※ 婚約者と申込む場合は、婚約証明書を提出してください。内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫、未届けの妻となっていると同時に、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる方であれば、申込みできます。単身者は、「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅にお申し込みできます。

※ 単身の方が「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅に申込む場合は、戸籍謄本（離婚されている場合は、離婚成立日が記載された戸籍謄本）・住民票等で単身であることを確認します。なお、配偶者がいる場合でも単身でのお申し込みができる場合もあります。
詳細は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」4～5ページをご覧ください。

(3) 収入の基準を満たしている方（政令月収が158,000円以下の方が対象です。）

ただし、若年世帯、高齢者世帯、障害者世帯、戦傷病者世帯、被爆者世帯、中国残留邦人等世帯、引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、DV被害者世帯、特定疾患傷病者世帯、犯罪被害者等世帯、阪神・淡路大震災被災者世帯は214,000円以下、
中学校を卒業するまでの子どもがいる子育て世帯、夫婦の合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の新婚世帯、母子父子世帯、多子世帯は259,000円以下であればお申し込みできます。

※ 政令月収の計算額の計算は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」20～21ページをご覧ください。

(4) 現在、住宅に困っている方

※ 現に民間賃貸住宅等に入居し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、お申し込みできません。

- (5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第2条第6号)に規定する暴力団員でないこと
- (6) 入居許可日から14日以内に申込書記載の世帯員全員が入居できる方
- (7) 連絡人を立てられる方（連絡人1名が必要です。）
- ※ 東日本大震災の被災者で、福島復興再生特別措置法の入居者資格の特例に該当する方は、
(1)(3)の要件を満たしていなくてもお申し込みできます。
また東日本大震災時に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施設の推進に関する法律に規定する支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）は、(1)の要件を満たしていなくてもお申し込みできます。
(3)の要件についても特例があります。（「兵庫県営住宅入居申込案内書」21ページ参照。）
- ※ 現在、公営住宅（県営・市町営）に入居されている方（同居人は除く）はお申し込みできませんが、所定の条件に該当する場合で、かつ、家賃滞納がない方に限りお申し込みできます。
詳細は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」9ページをご覧ください。
- ※ 申込資格を満たしても、次にあてはまる方（同居者を含む）は、お申し込みできません。
- ① 団地内で円満な共同生活ができない方
 - ② 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方
 - ③ 家賃や損害賠償金の滞納で公営住宅等を明け渡し、現在もその滞納家賃・損害賠償金を解消していない方
 - ④ 兵庫県から明渡し訴訟を提起され、強制執行により県営住宅を明渡した方
- ※ 3回以上、当選・入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていないと判断する場合があります。
- ※ 兵庫県が指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

2 入居上の注意事項

詳しくは、「兵庫県営住宅入居申込案内書」をご覧ください。

(1) 家賃及び敷金について

家賃額は、入居者の収入に応じて決められます。また、住宅の立地条件、広さ、経過年数、設備等により変わります。銀行等の口座振替で納めていただきます（毎月の末日までに支払っていただきます。）
敷金は、家賃の3ヶ月分です。

(2) 共益費について

団地内共用部分の電気代（防犯灯、階段灯、エレベーター等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となります。

(3) 駐車場について

団地内には、駐車場はありません。一部設置している団地もありますが、別途使用料が必要です。

(4) 団地内での動物の飼育について

団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育は認めていません。
ただし、身体障害者補助犬は、受け入れを認めています。

(5) 自治会について

団地に入居すると、原則、各団地の自治会に入会していただきます。